

公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の考え方について

令和7年3月 秋田県教育委員会

学校部活動の地域連携・地域移行を進めていく中で、これまで学校部活動において指導してきた教師等が、所属する学校以外の地域団体等の地域クラブ活動で指導に関する業務に従事することを希望することが考えられます。その際の対応については、令和5年1月に文部科学省が兼職兼業に係る方針を示しており、県内の各地域において、その方針に基づき兼職兼業に係る手続きを進めていくことを想定しております。そこで、その考え方等の概要を以下にお示いたしますので、手続きを進める参考としてください。

1 「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（文部科学省）に基づいた兼職兼業に関する考え方について

- 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。）は、当該教師等が希望する場合であって、地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、^{*1}服務を監督する教育委員会（以下「服務監督教育委員会」という。）の許可を得た場合には、兼職兼業を行うことが可能。（パートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要）

^{*1}服務を監督する教育委員会：教師等が所属する学校を所管する教育委員会

- 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、服務監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなる。

- ◇ 詳細については、令和5年1月30日付け事務連絡『「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」について』を参照



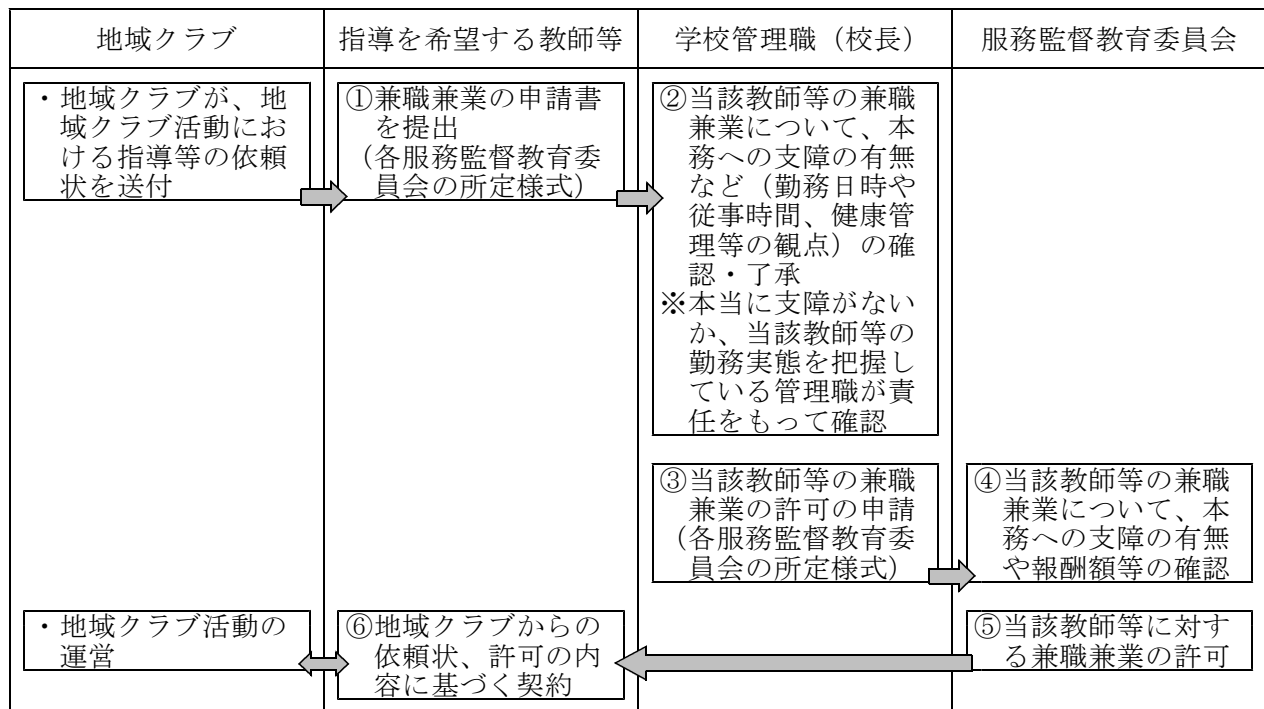
2 「秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（令和6年3月策定）」（秋田県教育委員会）に基づいた兼職兼業に関する考え方について

（一部抜粋）

教師等の兼職兼業

- ア 教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う。
- イ 教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

3 兼職兼業の許可を受けるためのプロセス（イメージ）



4 留意事項

- ・服務監督教育委員会が教師等の労務管理を行っているため、地域クラブ活動において兼職兼業により指導を行う場合、勤務時間（民間企業から雇用されて指導する場合は、教師としての勤務時間と民間企業職員としての指導時間）を学校管理職を通じて服務監督教育委員会へ報告する必要があります。
- ・民間企業から雇用されて地域クラブ活動における指導を行う場合、活動中の事故等の責任は一義的には運営団体としての民間企業が負うこととなりますが、業務委託で行う場合、個人に責任が帰される場合があるため、事故等に備えた保険の対応を確認し、必要に応じて個人でも加入することが望まれます。また、生徒への保険加入の案内や管理業務が生じることも考えられます。
- ・兼職兼業を行い、20万円を超える副収入がある場合は、企業による年末調整ではなく、個人による確定申告が必要となります。

（参考）教師等の兼職兼業に関する法律条文及び通知等

- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）（営利企業への従事等の制限）第38条
- ・教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）（兼職及び他の事業等の従事）第17条
- ・文部科学省 令和3年2月17日付け2初初企第39号
「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱いについて（通知）
- ・文部科学省 令和4年12月27日付けス庁第1640号
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（通知）
- ・文部科学省 令和5年1月30日付け事務連絡
「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」について（送付）